

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月25日

広島市長

提出者

住所 広島市南区出島1-33-46

氏名 宮田建設株式会社

代表取締役社長 土屋 聡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-258-1609

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮田建設株式会社
事業場の所在地	広島市南区出島1丁目33-46
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完成工事高（全体） 3,200,000（千円）
③従業員数	68名（全体：令和5年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場において産業廃棄物の発生 ↓ 自社又は収集運搬委託契約者により処分場まで搬入 ↓ 処分委託契約者により処分

条別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	65.7	20									65.7	20			65.7	20				
紙くず	0.3	1									0.3	1			0.3	1				
木くず	820.5	700									820.5	700			820.5	700				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	0.7	1									0.7	1			0.7	1				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	349.7	300									349.7	300			349.7	300				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1236.9	1022	0	0	0	0	0	0	0	0	1236.9	1022	0	0	1236.9	1022	0	0	0	0

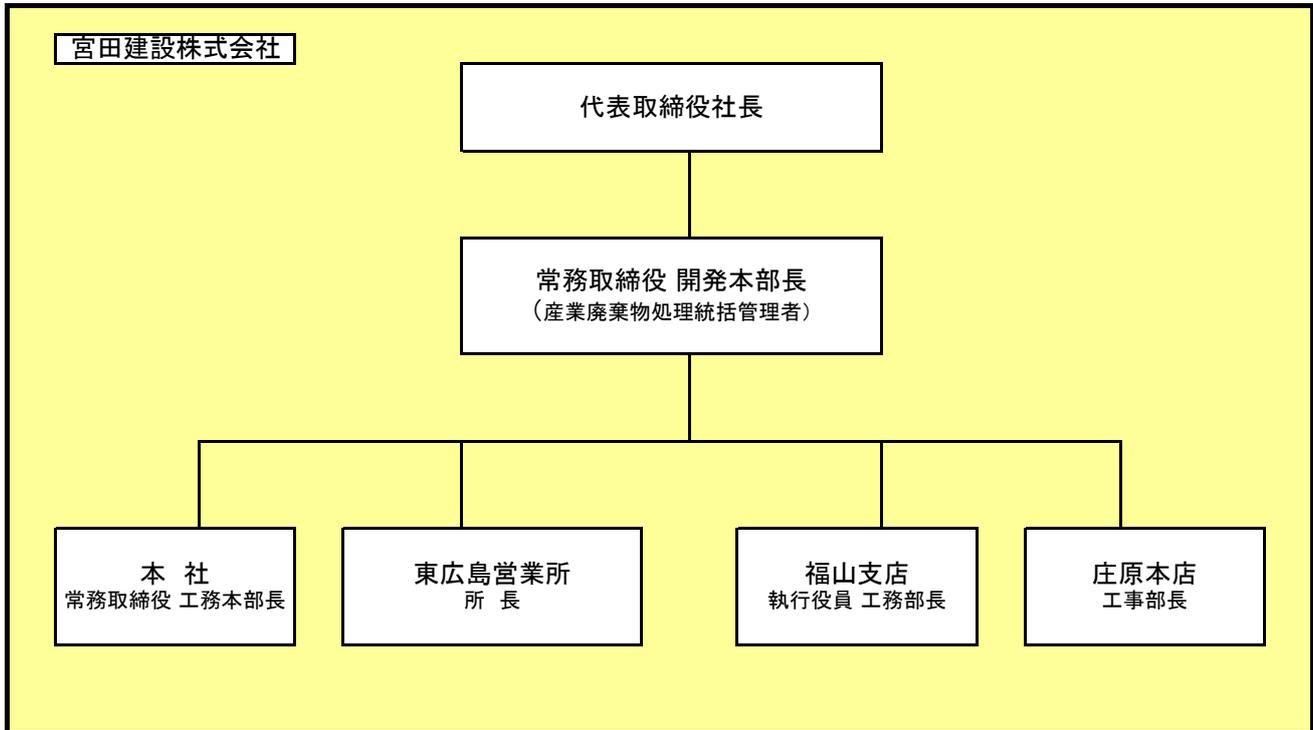
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別収集に努め、再生資源化率の向上に取り組む。
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別収集に努め、再生資源化100%を目指す取り組みを行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>がれき類 — アスファルト殻、コンクリート殻に分別する。 木くず — 伐採木、木の根、建設廃材等に分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>混合廃棄物の分別に取り組み、搬出を行う。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	許可証の確認、マニフェストの交付
②計画 (今後実施する予定の取組)	許可証の確認、マニフェストの交付